

令和 5 年 2 月 6 日

豊島区児童福祉審議会の条例、規則、要綱について

1、豊島区児童福祉審議会条例に定める内容について

第 1 条	設置	・児童福祉法等に基づき、区長の附属機関として設置する。
第 2 条	所掌事務	・児童福祉法に規定する里親の認定等に関する事 ・児童福祉法に規定する児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事 ・認定こども園法に規定する意見の徴取に関する事 ・その他区長が必要と認める事項。
第 3 条	組織	・委員 20 人以内で組織する（第 1 期は 19 人を委嘱） ・区長が委嘱する。
第 4 条	委員の任期	・2 年間とする。
第 5 条	臨時委員	・特別の事項を調査審議するために臨時委員を置くことができる。
第 6 条	委員長及び副委員長	・委員長は委員の互選により定める。 ・副委員長は委員長が指名する。
第 7 条	部会	・審議会に部会を置くことができる。 ・部会長は委員の互選による。 ・部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
第 8 条	会議	・審議会は委員長が招集する。 ・委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 ・議事は出席した委員の過半数をもって決する。 ・可否同数の場合は委員長が決する。 （特例で対面での出席に加え、オンラインでの出席も可能とします。）
第 9 条	意見聴取等	・委員以外の者に対して出席を求め、資料提出や意見を求めることができる。
第 10 条	守秘義務	・委員及び臨時委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。
第 11 条	庶務	・審議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。
第 12 条	委任	・条例の施行に必要な事項は規則で定める

2、豊島区児童福祉審議会条例施行規則に定める内容について

第2条	部会の設置	・部会員は委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。 ・部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が職務を代理する。
第3条	会議の公開	・審議会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときはこの限りでない。 ・部会の会議は非公開とする。ただし、部会長が適当でないと認めるときはこの限りでない。
第4条	会議録	・委員長は会議録を作成し保存しなければならない ・会議録は公開する。 (公開する会議録は要旨記録とし、発言者名は公表せず「委員」と表記します。) (公開用会議録は委員に確認をしていただいた後に、ホームページで公開します。) (部会は会議録を作成しますが公開はしません。)
第5条	除斥	・委員及び臨時委員は自己に利害関係のある事項の議事に加わることができない。ただし、審議会又は部会の同意があれば会議に出席し、発言をすることができる。

3、豊島区児童福祉審議会部会設置要綱

第2条 第1項	常設の部会	・常設の部会として里親部会、権利擁護部会、児童虐待死亡事例検証部会及び保育部会を置く。
第2条 第2項	常設の部会の所掌事項	(1) 里親部会の所掌事項 ・里親の認定及び登録・継続について諮問を受けて答申すること。 ・里親の更新について報告を受けること。 (2) 権利擁護部会の所掌事項 ・児童又は保護者の意向が児童相談所の意向と一致しない場合や児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。 ・被措置児童虐待に係る措置について報告を受け意見を述べること。 ・児童虐待防止法による立入調査等及び一時保護の実施状況等の報告を受けること。 ・里親養育専門相談事業における対応についての報告を受けること。また、調整が困難な事例について審議し、意見を述べること。 (3) 児童虐待死亡事例検証部会 ・児童虐待の事例を分析し、予防、早期発見等の調査研究及び検証を行うこと。 ・児童福祉施設における子どもの死亡事故等の重大事故について、子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討すること。 (4) 保育部会の所掌事項 ・保育所の認可をするに当たって諮問を受け答申すること。 ・保育所の業務停止命令を行うに当たって諮問を受け答申すること。 ・認可外保育施設の業務停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって諮問を受けて答申すること。 ・認定こども園の認可及び業務停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって諮問を受け答申すること。 ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における運営状況等を調査、検証すること。 (4) 上記以外で委員長又は部会長が必要と認める

		事項を調査審議することができる。
第3条	臨時の部会	・ 審議会は調査審議に係る専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。
第4条	部会の会議の特例	・ 部会長は、部会を招集する時間的余裕がない等部会を招集することが困難な場合は持ち回り等により部会の開催に代えることができる。 ・ この場合の議事は部会の議決をもって審議会の議決とすることができる条例の規定を準用する。
第5条	会議録	・ 部会長は会議録を作成し、保存する。 ・ 会議録は非公開とする。ただし部会長が必要と認めた場合は公開することができる。
第6条	庶務	・ 里親部会、権利擁護部会、児童虐待死亡事例検証部会の庶務は子ども家庭部子育て支援課が処理する ・ 保育部会の庶務は子ども家庭部保育課が処理する。 ・ 臨時の部会の庶務は子ども家庭部子ども若者課が処理する。